

平成 15 年度第 7 回法務委員会議事抄録

日 時 平成 15 年 11 月 11 日 (火) 1300 ~ 1700
場 所 操縦士協会事務局

1. 平成 15 年度第 6 回法務委員会議事録確認

2. 事故調査報告書が裁判における証拠に採用された件

名古屋地方裁判所の JL706 便裁判、第 18 回公判において事故調査報告書が公判における証拠として採用された。

この件につき、操縦士協会としての見解を PILOT 誌に掲載するため委員会が草稿を作成した。

内容について以下の意見が出された

法務委員会の今後の活動と、方針をはっきりと打ち出した方が良いのではないか

見解ではなく、声明として強く訴えてはどうか。

マスコミ等を利用して航空裁判のあるべき姿を国民に広く訴えてはどうか。

法人として公の利益のため、もっと自由な運動をしてはどうか。

3. 刑事確定記録の閲覧申請について

大分、宮崎地方検察庁の事務方に対し打診した所、両地方検察庁から返事があった。近々、会長名で閲覧申請するが申請文書に対して、若干の問い合わせがあった。委員長が引き続き電話にて調整する事とした。

4. 法務委員会としての小型機事故への取り組み

事故情報の速やかで正確な伝達、安全啓蒙のキャンペーン、司法の問題や保険に対する対応他、情報の提供を行う。

5. 航空機事故における操縦士の過失認定に伴う問題

- ✖ 過失論も時代により変遷しており、今後は医療、原子力、航空の業種別過失論の研究が必要。
- ✖ 刑法 35 条、正当行為について医療裁判を研究材料とするのも一つの方法。
- ✖ 大分、宮崎の裁判記録から二つの裁判の違い（有罪・無罪）を研究する。
- ✖ 処罰に値するほどの危険行為とは？
- ✖ 航空業務における正当行為、違法行為とは何かを勉強し、その境界を研究する。

6. その他

次回法務委員会は 12 月 19 日 (金) を予定。

外部講師の講演を聴くため、航空安全委員会と共催の予定。

以 上